

外国人技能実習生技能検定事前講習実施規則

制定：令和3年 1月15日

(目的)

第1条 一般社団法人利根沼田テクノアカデミー(以下、「この法人」とする。)が外国人技能実習生技能検定事前講習(以下、事前講習とする。)の実施にあたり必要な事項を定め、事前講習の適正かつ円滑な実施を図るための事を目的として制定する。

(事前講習の種類並びに内容)

第2条 事前講習の種類をそれぞれの対象者については次の通りとする。

1. 対象者及び内容

- ① 基礎級：入国後6か月以上1年未満のものを対象とする。技能実習1年目に修得すべき専門業種の基礎知識・基本用語についての講習をし、技能評価試験基礎級合格程度の知識の習得を目指す。
- ② 三級：入国後2年目以降の者を対象に専門業種の専門知識・専門用語について受講し、技能評価試験三級合格程度の知識の習得を目指す

2. 作目

作目は「建築板金(内外装板金作業)」、「かわらぶき(かわらぶき作業)」、「建築大工(大工工事業)」、「配管(建築配管工事業)」、「左官(左官作業)」とする。

(講習の方法と講習時間)

第3条 基礎級は実技の講習と講義形式の座学を行なう。三級は基本実技の講習となり、希望により講義形式で座学を行なう。研修時間は次の通りとなる。

- ① 基礎級(建築板金・かわらぶき・建築大工・配管)と三級(左官)は実技・座学で2日(14時間)。
- ② 三級(建築板金・かわらぶき・建築大工・配管)と基礎級(左官)は実技3.5日(25時間)と希望により1日(7時間)座学。

(事前講習の開催方法)

第4条 事前講習については合同講習とし、この法人が指定する日時・会場において開催する講習をいう。この法人は、この法人HPにより原則として1か月以上前に開催情報を公開する。事前講習の受講を希望する者は参加を申し込むものとする。

(事前講習の受講費)

第5条 受講料は別表のとおりとする。

2. 受講料はこの法人が指定する期日までに振込送金により支払う。振込にあたっては、管理企業が受講者の受講料を取りまとめ、一括して振り込む事を原則とする。
3. 振込手数料については送金者が負担する。

(申し込み)

第6条 事前講習の受講を希望する場合は、管理企業が希望者をとりまとめ一括して別紙1の「技能検定事前講習会申込書」により、この法人宛に申し込むものとする。

2. 申し込みがあった場合、この法人は、特段の理由がない限り事前講習会を実施する。

(開催にかかる経費)

第7条 事前講習会に係る宿泊費・食費・送迎費についてはこの法人では負担しない。受講者もしくは管理企業で負担するものとする。

2. 事前講習会に係る通訳の手配は、管理企業が行うものとし、その費用についても管理企業で負担するものとする。

(事前講習会の延期と中止)

第8条 次の項目に該当する場合、この法人又は講師の判断により事前講習会を中止または延期する。

- ① 管理企業から申し出があった場合
- ② 天災等のやむを得ない事情により、講師の移動が困難な場合。
- ③ 連絡がなく講習開始時間から1時間以上遅刻した場合。
- ④ 技能実習生の態度等が不真面目で事前講習会の進行に著しい支障をきたす場合。
- ⑤ 新型コロナウイルス等の影響で緊急事態宣言の対象エリアとなった場合。

(受講料の返還とキャンセル料)

第9条 事前講習会が中止となった場合の受講料の取扱いは次の通りとする。

- ① 管理企業から開催日の2営業日以上前に中止の申し出があった時点ですでに発生していた費用を差し引いて返還する。
 - ② 管理企業から開催日当日または1営業日前に中止の申し出があった場合、受講料はキャンセル料として取扱い、返還はしない。
 - ③ 管理企業から開催日の2営業日以上前に延期の申し出があった場合、延期に係る費用は発生しない。
 - ④ 管理企業から開催日当日または1営業日前に延期の申し出があった場合、この法人から管理企業へ別途必要経費を請求する場合がある。
 - ⑤ 第8条の②に該当する場合で、延期として別の日に開催した場合は、延期に係る費用等は請求しない。中止した場合は、受講料から返還に要する振込手数料を差し引いた金額を返還する。
 - ⑥ 第8条の③並びに④に該当する場合、受講料は返還しない。
2. キャンセル料は、キャンセルした人数の多寡に係らずその受講料の合計の全額とする。なお、管理企業若しくは受講者の重大な過失によりこの法人に著しい損害が生じた場合、その損害に応じた額を別途請求する場合がある。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項については、代表理事が定める。

以上